

# 令和4年度 指定管理業務の評価表

## 1 施設概要

施設名	志摩市磯部ふれあい公園・志摩市磯部プール	所在地	志摩市磯部町恵利原557-1・956
指定管理者名	いそバススポーツクラブ	指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成する。		
業務内容	磯部ふれあい公園・磯部プールの管理・運営		
施設概要	ふれあい公園5.0ha（多目的広場11,479㎡、幼児広場2,800㎡、芝生公園5,500㎡、テニスコート4面2,700㎡、体育館2,454㎡、屋外便所30㎡ほか駐車場、園内遊歩道等） 磯部プール1,155.6㎡ アルミサンドイッチパネル壁式構造平屋建		
職員体制	ふれあい公園（職員3人、臨時5人）・磯部プール（職員0人、臨時7人）		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

## 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	22,406,000	22,406,000	22,749,000	343,000
		利用料金	1,518,575	1,569,900	737,815	-832,085
		その他	549,758	545,774	469,465	-76,309
		計(a)	24,474,333	24,521,674	23,956,280	-565,394
	支出	人件費	12,243,815	13,018,818	13,682,088	663,270
		管理運営費	11,868,988	11,078,165	10,973,652	-104,513
		その他				
		計(b)	24,112,803	24,096,983	24,655,740	558,757
収支差引額(a-b)		361,530	424,691	-699,460	-1,124,151	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	【人件費】 三重県内の最低賃金が10月1日から改正されたことに伴い給与・時給はアップしたが、改修工事により夜間管理人3人の9～12月の勤務を休業補償対応としたため賃金は減少。手当・共済費については同じく最低賃金の改正に伴い増加した。
	【管理運営費】 磯部ふれあい公園は改修工事に伴い光熱水費は減少。改修工事時に設置できなかった物を消耗品費、備品購入費から支出の為増額。プールは漏水工事・下駄箱新設等の支出が増加

## 3 総合評価

指定管理者	市
保守点検も適切に行い、利用者へのサービスも保っており、適切な施設管理ができています。施設利用者にも、良い評価を頂いている。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響や磯部ふれあい公園大規模改修工事の関係で施設利用停止となった関係から利用者数は減少となっている。</p> <p>利用者等への対応で一部の苦情が直接市に入っており、昨年度から改善できていないため、接遇研修の実施が必要である。</p> <p>その他、連絡を密に市としていただく点はよいが、指定管理者自身で判断できる部分も市に判断を仰ぐような傾向が他の指定管理者と比較しても高いため、運営部分での自主性を求める。</p> <p>施設管理の部分は適切に管理をしていただいていると認識しているので、引き続き、利用者目線で利用しやすい施設運営に取り組んでいただきたい。</p> <p>今後は、指定管理料に頼るだけでなく、協賛などその他収入を増加してクラブ経営を強化できるよう取り組んでいただきたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の設置目的や管理運営の基本方針を理解して管理を実施している。	A	施設の目的や基本方針については事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	本施設の設置目的である「スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達」の為に寄与している。	A	コロナ禍で施設運営をしていく上で厳しい状況であったと思うが、施設の利用状況・運営状況から設置目的は達成できている。
	③運営状況	A	条例・事業計画のとりの供用日数・時間を達成。適正な施設の運営を行った。	A	緊急措置による臨時休業以外は事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員は、適正に配置され職員の勤務実績も特に問題ない。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられない。
	⑤意思疎通	A	情報共有しておくべき事柄は遅滞なく報告を行った。	A	必要な際には、随時連絡により遅滞なく情報共有できた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	点検記録・修繕記録等適正に処理保管している。	A	各種記録については、適正に整備・保管がなされている。
	⑦使用許可等	A	条例・規則の通り適正に事務を行った。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	条例・規則の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正に取り扱っている。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する消防法、市条例等を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	改修工事に伴う代替施設(学校体育施設・社会体育施設)利用について、ふれあい公園利用団体に登録手続等の助言を行い、スムーズな移行ができるよう努めた。	B	改修工事に伴い利用団体に支障が出ないよう代替施設等に移行をスムーズできたことは評価できるが、代替施設の準備等は市が担っていた。本来は指定管理者ですべき業務であるため、今後同様のケースが生じた場合は改善を求めたい。
	②利用者の平等な利用	A	随時職員間の情報共有を行い、サービス水準の確保に努めた。	A	サービス水準は、対応職員によって格差が無いよう努めていた。
	③適切な情報提供	A	イベント情報をHPにて公表、また毎月発行の広報にて周知するとともに、必要に応じて市広報への掲載を依頼し、情報の発信に努めた。	B	チラシやインターネット等の活用で情報発信されていた。今後SNSでの情報発信等も検討していただきたい。
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時のマニュアルは整備済。緊急連絡網を整備し、事故発生時・緊急時に対応できるよう毎年救急救命講習を実施している。	A	緊急時のマニュアルが整備されており掲示も行っていることから、誘導や案内についても適切な対応をいただき更なる資質向上に努められたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	苦情に対しては迅速に対応している。意見に対しては、できることは迅速に対応できている。	C	迅速には対応いただいているが、判断を市に仰ぐ場面もあったため、指定管理者自身でできる限り対応するよう努められたい。また、利用者への対応で一部苦情を直接市に受けているため、接遇研修などにより対応スキル向上に努められたい。
	⑥自主事業	A	改修工事や新型コロナウイルス感染防止対策の影響を受け多くの自主事業が中止となったが、開催可能な各種大会等を実施した。	B	改修工事の施工期間などは事業計画策定時点で把握できるため、これに応じた代替事業などの検討はできたと考えられる。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	事業後に各会議等で評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎日施設・設備は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故は起きていない。	A	施設設備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、適切に備品を管理した。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、きちんと整備されていた改修工事時に備品の廃棄、購入が生じたため、次年度に向けて備品台帳の見直しをお願いしたい。
	③備品・設備等の整理整頓	A	職員間で意識を共有し、利用者にも整理整頓を呼び掛けている。	B	改修工事の際に備品等の整理ができていないことから運搬時に苦慮した経緯がある。日頃から常用、否常用等の仕分けと不要備品は廃棄するよう心がけていただきたい。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書で定められた額未滿の修繕は速やかに実施した。協定を超えるもので緊急を要するものについては、市と協議の上、クラブで実施した。	A	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられており、その内容も問題なく記録されていた。リスク分担で定められた以上の修繕においても、緊急を要するものについては、協議の上、指定管理者において対応されている。
	⑤清掃業務	A	毎日清掃を実施し、清潔な状態を保つよう努めている。	A	清掃が行き届いており、清潔な状態が保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は適切に行っている。防犯については、定期的に見回りを行っている。警察官の立ち寄り所になっている。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされている。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	普段の会計処理は、簿記の有資格者が行い、税理士に毎月の記帳確認と決算処理を委託している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理に関しても簿記の有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は、納付期限までに適切に納付している。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	磯部プール夏休み期間中の市内中学生以下の使用料が免除となったことやふれあい公園の大規模改修工事により施設利用が停止となり、前年度より収入が大幅に減少したことで、赤字となった。	B	磯部プール夏休み期間中の市内中学生以下の使用料が免除となったことやふれあい公園の大規模改修工事により施設利用が停止となり、赤字となっている。大規模改修工事に係る利用停止による収入の減少は令和4年度のみと考えられるため、令和5年度は適正な収支バランスを目指し、努められたい。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

1. 利用者ニーズ把握のための実施事項（複数ある場合は、全て記入してください。）

- ①磯部ふれあい公園体育館等大規模改修工事に伴う施設利用について。
- ②総合体育館ロビーに「いそスポーツクラブの今後の運営・活動」についての記入用紙、ご意見箱を備えた。（改修工事が始まる6月まで）

2. 実施事項の結果概要（件数等具体的に記入してください。）

- ①改修工事期間中の代替施設（学校体育施設・社会体育施設）利用について、現在、ふれあい公園利用中の教室・サークル等に登録手続等の助言を行い、スムーズな移行ができるよう努めた。
- ②回答なし。

3. 利用者ニーズに対する対応可能性 ※アンケート結果の内容を全て具体的に記入してください。（対応可能なものか、可能であるとすればその時期等）

※凡例 A:既に対応済み・すぐに対応可能 B:翌年度に対応する C:今後、検討する D:対応不可 E:その他・分類不能

ニーズ・意見等	対応可能性	施設回答	所管課所見
<p>【磯部ふれあい公園】                      昨年度、大規模改修工事が施工され今年度から施設の全てが利用可能となったが不具合箇所もあり良好な状態での使用が困難となっている。                      ・アリーナ（雨漏り）                      ・トレーニングルーム（改修前に設置されていた網戸がない。）                      ・外トイレ（扉や排水口がなく、雨天時は床面が水浸しになり、転倒の危険あり）                      ・東屋の設置（日陰がない）                      ・多目的広場（砂の補給が必要）                      ・フリーテニスコート（ライン塗装）                      ・シャワー（個人使用不可※合宿・大会等団体使用可）</p> <p>【磯部プール】                      ・プールサイドのコンクリート劣化（プール内への砂の混入）                      ・プール内床面塗装（足を擦りむく）</p>	D	<p>左記のニーズ・意見等について要望や苦情もたくさん聞いているが、指定管理者で対応できる範囲を超えているため、市と協議しながら進めていく。</p>	<p>指定管理者と協議をしながら、対応の必要性を検討し、施設修繕、条例改正などを実施していく。</p>

4. 今後の課題・改善点等

磯部ふれあい公園・磯部プールは、市民は勿論、市外の学生等の合宿や誘客など観光面でも貴重な役割を担っており、志摩市の重要な社会体育施設となっている。今後も利用者のニーズやアイデアを事業に活かせるよう、引き続き市と連携・協力しながら管理運営に携わっていく。